

様式第十六号の五（第二十五条の十関係）（昭63建令23・追加、平6建令2・平12建令41  
・一部改正）

表

第 号	年 月 日（有効期間1年）
所属局部課名	
職 名	
氏 名	
（ 年 月 日生）	
上記の者は、宅地建物取引業法第63条の3第2項において準用する 同法第63条の2の規定により立入検査をすることができる者であるこ とを証する。	
国土交通大臣	
印	

8.5cm

6cm

裏

宅地建物取引業法抜すい

第63条の2 国土交通大臣は、手付金等保証事業の適正な運営を確保する  
ため必要があると認めるときは、指定保証機関に対しその業務に関して  
報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員をしてその業務を行う場  
所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他業務  
に関係のある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携  
帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められた  
ものと解してはならない。

第63条の3 [略]

2 前節（第51条第1項、第57条から第60条まで及び第62条第2項第6号  
を除く。）の規定は、指定保管機関について準用する。[後段略]